

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

B

設問 1 p.2 6行目

1. 将来給付の訴えは「あるかじめその請求を怠る義務がある場合」に限る。当訴えの利息が認めらるるも(135条)。もっとも、請求権の成否上の要素がなくなり、又は将来給付の請求が公平性を欠く場合には、請求権に請求適格がなく、不適法と解すべきである。そして、将来給付の訴えを消法に提起するいは、請求権の成否の基礎となる事実関係・法律関係が現に存在し、債務者に有利な事情の発動が明確に予測でき、その事情の発動を主張する下めに債務者に提訴負担を負うことが格別不当とはいえないことが大原則であると解する。

2. Y2のY1に対する款金返還請求は、Y1が甲と明けた後にY1とY2との間で発生する款金返還請求権が訴訟物とする~~た~~給付訴訟であつ、「将来給付の訴え」にあたる。(X1間では款金契約が締結され、確かにY2が款金と主張する金額が交付されている。しかし、本件契約及び款金契約における契約上の地位は相対的であつたため、請求権の成否の基礎となる事実関係及び法律関係が現に存在するといえる。

しかし、同請求権の発生要件にある甲の明けたについて、Y1・Y2間では、~~本件契約~~争いがあるものである。また、現時点では、資料の未払い甲の修繕費用の発生がないものの、はたして争いがあるY1が支払はん屋の事業が時代のあおりを受け、収支収支が低下して支払を滞り、資料が支払を滞りおこるであつ、その場合、款金返還請求権の内容。

1 ページ

裏面へ

5
3
5
疑が変動することになる。このように権利の事情の
変動は、明確に予測し得るものではなく、権利の
負担を負わせることは不当といえる。~~従って~~
よって、Y2の将来給付の支払は適度に提
起することかできない。

22
10
p1 3行目挿入、XとY3の間には、共AのXに交
付した120万円の金銭が、敷金の礼金に充て
られているため、「あるいじめの請求とある共Aの認め
らるる。

設問2

1. 確認の訴えは、その対象が無限定であり、
かつ、その判決確定判決には既判力しか認めら
れないことから、権利を有する給付の訴えに比
べて、~~権利~~給付解決の实效性は乏しく、そこで、
15
~~確認の利益を認めらるるは、確認対象の適格性~~
即時確定の利益、右法選択の適切性~~を考慮~~
~~あり~~と考慮し、確認の訴えの正当性・实效性
がある場合は、確認の利益を認めらるる
と解する。

4
20
2. Y2は、敷金返還請求権の存在を確認する訴
えを提起すると考えらるる。ここで、確認対象とせらる
のは、敷金返還請求権の存在そのものである。同請
求権は、敷金契約及びこれに基づく金銭の交
付によつて、~~主として~~目的は、~~或るもの~~
25
質借目的物の明渡しを条件とする条件付請
求権として抽象的には成立しているものと看
らるる。これは現在の権利であるため、確認対象の
適格性を認めらるる。

5
30
また、上記~~請求権~~債権と確認対象とす
ることは、訴えの認容判決が確定(116条1項)あ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

は、X Y2間に、Y3からの甲の明渡しを条件とする~~貸付~~債権が存在すること既判が~~114条~~がまじる(114条1項)。そうすると、~~将来において、Y2はXに~~ X Y2間には、Aが交付した120万円の金銭が~~貸付~~入金入金金に~~なり~~あり、~~200万~~より、Y2のXに対する~~貸付~~債権の存在を~~争~~争いおし下を~~かま~~まじている。とて、~~将来~~に~~お~~既判力が生じている場合には、~~将来~~に~~お~~Y2がXに~~貸付~~金銭の返還を請求したとせし、~~50万~~既判力が作用し、Xは、Aが交付した金銭の~~戻~~入金金であるとして返還することか~~び~~まなり。したがって、本件~~を~~破綻の~~訴~~えによって、現に~~貸付~~債権に~~ま~~生じている危険・不安を~~除~~除することか~~び~~まるといえ、即時確定の利益が認められる。

15 20 25

3 ページ
裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。